

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、高松市川島土地改良区から平成20年1月17日土地改良事業（非補助土地改良事業金法寺池下流地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成20年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀